



# 山形県公報

平成25年4月1日(月)

号 外 (17)

## 目 次

### 規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人 事 課) …… 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) ……11
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) ……12
- 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) ……同

### 訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… ( 同 ) ……同
- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) ……15
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) ……同
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) ……16

### 告 示

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程…………… ( 同 ) ……18

## 規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第62号

#### 山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表総務部の項中「諸手当担当、旅費担当」を「諸手当・旅費担当」に改め、同表企画振興部の項

中 

文化振興担当
--------

 を 

文化振興担当、文化施設担当
---------------

 に改め、同表環境エネルギー

部の項中「、育樹祭担当」を削り、同表子育て推進部の項中 

青少年・男女共同 参画課
-----------------

 を 

若者支援・男女共 同参画課
------------------

に、「若者活動支援担当」を「若者支援担当」に改め、同表健康福祉部の項中「保護指導担当」を「保護指導担当、薬務担当、感染症対策担当」に、

長寿社会課	庶務係、高齢企画担当、施設法人指導担当、事業指導担当、地域包括ケア推進担当、介護指導担当	を
障がい福祉課	庶務係、障がい福祉支援担当、医療・地域生活支援担当、指導調整担当	
保健薬務課	庶務係、難病対策担当、薬務担当、感染症対策担当	

健康長寿推進課	庶務係、健康長寿企画担当、健康づくり担当、がん対策担当
障がい福祉課	庶務係、障がい福祉支援担当、医療・地域生活支援担当、指導調整・難病対策担当

に改め、同表商工労働観光部

の項中「産業戦略担当、経営支援担当、金融担当」を「産業企画担当」に、

工業振興課	ものづくり振興担当、自動車関連産業振興担当、戦略技術担当、科学技術振興担当
-------	---------------------------------------

を

中小企業振興課	企業振興担当、経営支援担当、金融担当
工業戦略技術振興課	自動車関連産業振興担当、ものづくり振興担当、新産業振興担当、工業技術振興担当、科学技術振興担当

に、「職業能力開発担当」を

「技能大会推進担当」に改め、同表農林水産部の項中「事業推進担当」を「事業推進担当、農山漁村振興担当」

新農業推進課	流通戦略担当、流通推進担当、6次産業化推進担当、食育・地産地消担当
県産米ブランド推進課	生産戦略担当、販売戦略担当
農山漁村計画課	庶務係、予算担当、計画調整担当、農山漁村振興担当
生産技術課	庶務係、企画担当、技術普及担当、温暖化・エネルギー技術担当、農産振興担当、園芸振興担当
環境農業推進課	企画担当、生産環境担当、安全農産物担当
畜産課	畜産振興担当、自給飼料担当、衛生担当

に、

を

6次産業推進課	6次産業化推進担当、食育・地産地消担当、流通対策担当
県産米ブランド推進課	県産米販売戦略担当、米政策推進担当、生産振興担当
農業技術環境課	庶務係、企画担当、技術普及担当、温暖化・エネルギー技術担当、生産環境担当、安全農産物担当
園芸農業推進課	企画担当、果樹振興担当、野菜花き振興担当
畜産課	畜産振興担当、自給飼料担当、衛生担当
水産課	水産行政担当、水産企画振興担当、漁港漁場担当、全国豊かな海づくり大会推進担当
農村計画課	庶務係、予算担当、計画調整担当

に改め、同表県土整備部の項

中「用地担当」を「用地担当、高速道路用地担当」に、

道路課	庶務係、道路行政担当、道路企画担当
高速道路整備推進課	整備担当、用地対策担当

を

道路整備課	庶務係、道路行政担当、道路企画・市町村道担当、道路整備担当、橋梁・舗装 <sup>りょう</sup> 担当
道路保全課	管理調整担当、安全対策担当

に、「公営住宅担当」を「安

心居住推進担当」に、「住宅地担当」を「住まいづくり支援担当」に改め、同条第2項の表中「調整担当、危機管理企画担当」を「危機管理企画・調整担当」に、「消防・保安担当」を「消防救急・保安担当」に改め、同条第3項の表中「観光振興担当」を「観光振興担当、山形DC担当」に改め、同条第4項の表中

危機管理課	復興支援室	
-------	-------	--

を

みどり自然課	全国育樹祭準備室	企画担当、事業推進担当
危機管理課	復興・避難者支援室	

に、

保健業務課	健康やまがた推進室	健康栄養担当、がん対策担当
工業振興課	産業立地室	

を

健康長寿推進課	長寿安心支援室	施設法人指導担当、事業指導担当、地域包括ケア推進担当、介護指導担当
工業戦略技術振興課	産業立地室	

に、

農政企画課	農業経営支援室	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当
生産技術課	水産室	

を

農政企画課	農業経営・担い手支援室	構造政策担当、農業経営支援担当、金融担当
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当

に、

道路課	保全整備室	道路環境担当、国道・市町村道・橋梁 <sup>りょう</sup> 担当、地方道担当
建築住宅課	営繕室	営繕担当、営繕設備担当

を

道路整備課	高速道路整備推進室	
建築住宅課	営繕室	建築技術担当、設備技術担当

に改める。

第14条第1項第2号ホ中「及び県政史緑地」を「、県政史緑地及び生涯学習センター（緑町庭園文化学習施設に限る。）」に改め、同項第5号中ホを削り、へをホとする。

第15条第1項第1号中へを削り、トをへとし、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同項第3号チ中「係る」を「係る紛争及び」に改め、同項第5号に次のように加える。

リ 全国育樹祭に関する事

第15条第1項第6号ヨ中「避難者支援」を「復興支援及び避難者支援」に、同項第8号ロ中「環境農業推進課」を「農業技術環境課」に改め、同条第2項中「危機管理課」を「みどり自然課の分掌事務のうち前項第5号リに掲げる事務は全国育樹祭準備室で、危機管理課」に改め、「及びタ」を削り、「、復興支援室」を「復興・避難者支援室」に改める。

第15条の2第1号チ中「青少年・男女共同参画課」を「若者支援・男女共同参画課」に改め、同条第3号中「青少年・男女共同参画課」を「若者支援・男女共同参画課」に改め、同号中イを削り、ロをイとし、同イの次に次のように加える。

ロ 若者に関する施策の総合企画、調整及び推進に関する事

第16条第1項第1号中タをキとし、ヨの次に次のように加える。

タ 感染症に関する事

レ 公害に係る健康の調査及び対策に関する事

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事

ツ 薬事に関する事（動物用医薬品に関する事を除く。）

ネ 薬剤師に関する事

ナ 血液製剤の需給対策及び採血業に関する事

ラ 毒物及び劇物の取締りに関する事

ム 麻薬、向精神薬、あへん、大麻及び覚せい剤の取締りに関する事

ウ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事

第16条第1項第2号ロ中「保健薬務課」を「健康福祉企画課及び健康長寿推進課」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 健康長寿推進課

イ 生活習慣病に関する事

ロ 保健事業に関する事

ハ 歯科保健に関する事

ニ 健康づくり及び体力づくりの推進に関する事

ホ 栄養改善に関する事

ヘ 保健師の指導及び研修に関する事

ト 栄養士に関する事

チ 高齢社会対策に関する事

リ 老人福祉に関する事

ヌ 介護保険に関する事

ル 介護学習センターの管理に関する事

第16条第1項第4号中リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 特定疾患その他特殊の疾病に関する事

第16条第1項第5号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 地域医療対策課の分掌事務のうち前項第2号ロに掲げる事務は医師・看護師確保対策室で、健康長寿推進課の分掌事務のうち前項第3号チからルまでに掲げる事務は長寿安心支援室で所掌する。

第17条第1項第1号中ロからルまでを削り、ヲをロとし、ワをハとし、カをニとし、ヨをホとし、タをへとし、レをトとし、ソをチとし、ツをリとし、ネを削り、ナをヌとし、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「工業振興課」を「工業戦略技術振興課」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同ロの次に次のように加える。

ハ 産業における新たな事業への取組の総合的な支援に関する事

第17条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中小企業振興課

イ 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化並びに中小企業の高度化の促進の総括に関する事

ロ 商工金融に関する事

ハ 信用保証協会に関する事

ニ 商工会議所に関する事

- ホ 商工会及び商工会連合会に関する事
- ヘ 中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会に関する事
- ト 協業組合に関する事
- チ 商工組合及び商工組合連合会に関する事
- リ 貸金業に関する事
- ヌ 産業創造支援センターの管理に関する事

第17条第2項中「工業振興課」を「工業戦略技術振興課」に、「前項第2号ト」を「前項第3号ト」に、「同項第6号ハ」を「同項第7号ハ」に改める。

第18条第1項第1号中ソをツとし、レをソとし、タをレとし、同号ヨ中「新農業推進課」を「6次産業推進課」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 農山漁村の振興対策に関する事（他課で所掌するものを除く。）

第18条第1項第2号中「新農業推進課」を「6次産業推進課」に改め、同号イ中「農業の総合産業化」を「6次産業化」に改め、同号中ハを削り、ロをハとし、イの次に次のように加える。

- ロ 農林水産業を基盤とする食産業の振興に関する事

第18条第1項第2号中ホ及びヘを削り、トをホとし、チをへとし、同項第3号に次のように加える。

- ホ 米政策の推進に関する事
- ヘ 畑作物の生産振興に関する事

第18条第1項第4号を削り、同項第5号中「生産技術課」を「農業技術環境課」に改め、同号トからヲまでを次のように改める。

- ト 環境保全型農業の推進に関する事
- チ 地力の増進及び土壌保全対策に関する事
- リ 農用地土壌汚染対策に関する事（農用地土壌汚染対策地域の指定に関する事を除く。）
- ヌ 植物防疫に関する事
- ル 農薬の取締りに関する事（食品安全衛生課で所掌するものを除く。）
- ヲ 肥料の取締りに関する事

第18条第1項第5号ワからソまでを削り、同号ツ中「環境農業推進課及び畜産課」を「園芸農業推進課、畜産課及び水産課」に改め、同ツを同号ワとし、同号ネ中「病害虫防除所、水産試験場及び内水面水産試験場」を「及び病害虫防除所」に改め、同ネを同号カとし、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

#### (5) 園芸農業推進課

- イ 園芸作物の生産振興に係る総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 園芸産地拡大強化に関する事
- ハ 園芸作物の価格安定対策に関する事
- ニ 蚕糸業及び特用作物の振興に関する事
- ホ 農作物の鳥獣被害防止対策に関する事

第18条第1項第6号を削り、同項第7号ロ中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

#### (7) 水産課

- イ 水産振興の総合企画、調整及び推進に関する事
- ロ 漁業権に関する事
- ハ 漁業の調整及び取締りに関する事
- ニ 水産物の加工利用に関する事
- ホ 水産業協同組合に関する事（農政企画課で所掌するものを除く。）
- ヘ 漁業災害補償及び漁船損害補償に関する事
- ト 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する事
- チ 漁港、漁場及び海岸（漁港の区域内のものに限る。）の整備及び維持管理に関する事
- リ 公有水面（漁港の区域内のものに限る。）の埋立てに関する事
- ヌ 水産試験場及び内水面水産試験場に関する事

第18条第1項第9号中ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘ

の次に次のように加える。

ト 特用林産物の生産振興及び消費拡大に関すること

第18条第1項中第9号を第10号とし、同項第8号レ中「環境農業推進課」を「農業技術環境課」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 農村計画課

イ 農業農村整備事業の総合企画、調整及び推進に関すること

ロ 農地・水保全管理支払に関すること

ハ 中山間地域等直接支払制度に関すること

ニ ふるさと農村地域活性化基金に関すること

ホ 耕作放棄地対策に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）

ヘ 農村整備課の庶務に関すること

ト その他農村の整備事業に関する事務で農村整備課の所掌に属しないもの

第18条第2項中「前項第1号ハからルまで」を「前項第1号ニからヲまで」に、「農業経営支援室で、同号ヲからカまで」を「農業経営・担い手支援室で、同号ワからヨまで」に改め、「生産技術課の分掌事務のうち同項第5号ルからソまで及びネに掲げる事務（ネに掲げる事務にあつては、水産試験場及び内水面水産試験場に関することに限る。）は水産室で」を削る。

第19条第1項第3号に次のように加える。

タ 国土開発幹線自動車道の建設に伴う用地対策に関すること

第19条第1項第6号中「道路課」を「道路整備課」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「及び維持管理計画」を削り、同号中ホをニとし、へからリまでを削り、ヌをホとし、ルをへとし、ヲをトとし、ワをチとし、同チの次に次のように加える。

リ 国土開発幹線自動車道の建設促進に関すること

第19条第1項第6号カ中「高速道路整備推進課」を「道路保全課」に改め、同カを同号ヌとし、同項第7号を次のように改める。

(7) 道路保全課

イ 道路の維持管理計画に関すること

ロ 道路の管理及び保全に関すること

ハ 道路の災害復旧工事に関すること

ニ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関すること

ホ 建設機械の管理指導に関すること

第19条第2項中「道路課」を「道路整備課」に、「同項第6号ハ」を「同項第6号リ」に、「（建設工事に関することに限る。）及びへからワまでに掲げる事務は保全整備室」を「は高速道路整備推進室」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「職員係」を「総合相談担当、職員係」に改め、「雪プロジェクト担当」

を削り、

	福祉企画課	企画調整担当、福祉支援担当、福祉指導担当	
	環境課	環境企画・自然環境担当、廃棄物対策担当、環境保全担当	
	保健企画課	総務係、企画担当	山形市

を

	保健企画課	総務調整担当、企画担当、健康増進担当	山形市
--	-------	--------------------	-----

に、

	地域保健予防課	保健支援担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当、健康増進担当	山形市
	生活福祉課	福祉担当	寒河江市

を

地域保健福祉課	福祉支援担当、福祉指導担当、精神保健福祉担当、感染症予防担当	山形市
子ども家庭支援課	子育て支援・若者支援担当、保健支援担当	山形市
生活福祉課	福祉担当	寒河江市
環境課	環境企画担当、廃棄物対策担当、環境保全・自然環境担当	

に、「産業企画担

当、商工労政担当」を「企画調整担当、産業振興担当」に、「砂防工事担当」を「砂防担当」に改め、同表最上総合支庁の項中「課税担当」を「課税第一担当、課税第二担当」に、「産業企画担当、商工労政担当」を「産業振興

担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中  

維持調査担当、 工事担当、ダム 管理担当
----------------------------

を  

工事維持調査担 当、ダム管理担 当
-------------------------

に改め、同表庄内総合支庁

の項中「、課税第三担当」を削り、「子ども青少年・男女共同参画担当」を「子育て支援・女性青少年担当」に、

水産課
-----

を  

水産振興課
-------

に改め、同条第3項の表村山総合支庁の

項中  

	出納室	
--	-----	--

を

	出納室	
西村山総務課	西村山地域振興室	
北村山総務課	北村山地域振興室	

に改め、同表置賜総合支

庁の項中  

	出納室	
--	-----	--

を

	出納室	
西置賜総務課	西置賜地域振興室	

に改める。

第33条第1号レ中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中ウをキとし、ムをウとし、ラの次に次のように加える。

ム 地域の諸課題への対応及び連絡調整に関すること（西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課に限る。）

第33条第4号ヨ中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改める。

第34条第1号中「福祉企画課、」を削り、同号イ及びカ中「福祉企画課及び」を削り、同号ヨ中「生活福祉課」を「村山総合支庁」に改め、同号タ中「福祉企画課及び」を削り、同号中オを削り、ノをオとし、キをノとし、ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、同号ナ中「、感染症」を削り、同号中ナをラとし、ネの次に次のように加える。

ナ 感染症に関すること（村山総合支庁及び最上総合支庁に限る。）

第34条第1号ク中「村山総合支庁及び」を削り、同条第3号イ及びロ中「福祉企画課」を「生活福祉課」に改め、同号ハ中「最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「置賜総合支庁を除く」に改め、同号ケ中「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「最上総合支庁を除く」に改め、同号コ中「(村山総合支庁を除く。）」を削り、同

号エ及びテ中「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「最上総合支庁を除く」に改め、同号ア中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号サ中「置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る」を「最上総合支庁を除く」に改め、同号キ中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同条第6号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを削り、ホをハとし、ヘ及びトを削り、チをニとし、リをホとし、ヌを削り、ルをへとし、ヲをトとし、同条第7号ロ及びビ中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同号中ヨをレとし、同号カ中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中カをヨとし、同ヨの次に次のように加える。

タ 特定疾患その他特殊の疾病に関すること（村山総合支庁に限る。）

第34条第1項第7号中ワをカとし、同号ヲ中「庄内総合支庁」を「村山総合支庁及び庄内総合支庁」に改め、同号中ヲをワとし、ルをヲとし、同号ヌ中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同ヌを同号ルとし、同号リ中「こと」を「こと（村山総合支庁を除く。）」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること

第35条第4号へ中「災害復旧」を「防災及び災害復旧」に改め、「（最上総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）」を削り、同条第5号中ホを削り、へをホとし、同条第6号中「水産課」を「水産振興課」に改め、同号ト中「こと」を「こと（本庁の水産課で所掌するものを除く。）」に改める。

第59条の11第3号を削る。

第85条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「発達障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）」を「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターの業務その他の発達障がい者（同法）」に改め、同号を同条第3号とする。

第86条の表中

	相談課	療育相談担当、発達相談担当、更生訓練担当	を
	療育課	療育担当、総合通園担当	

	療育・発達支援課	療育相談担当、療育担当、発達障がい相談担当、発達支援担当	に改める。
--	----------	------------------------------	-------

第95条第6号から第10号まで、第97条第4号から第6号まで並びに第100条第5号及び第7号から第9号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第146条第2項の表中「野菜・花き経営学科」を「野菜経営学科、花き経営学科」に改める。

第176条中「森林資源部、森林環境部、普及指導部及び森林経営研修部」を「森林生態保全部、森林資源利用部及び森林経営指導部」に改める。

第191条第4号中「企業の開発」を「企業誘致の推進」に改める。

第194条第2項の表山形県村山保健所の項中「地域保健予防課」を「地域保健福祉課、子ども家庭支援課」に改める。

第199条の表中

	環境企画課	を	環境企画課	に、	青少年・男女共同参画課	を
			水大気環境課			

	若者支援・男女共同参画課	に、
--	--------------	----

山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	を
---------------	--	---

山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	に、
山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関すること	
山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること	

山形県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	長寿社会課  を
------------	---	----------------

山形県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関すること	健康長寿推進課
山形県栄養改善対策審議会	栄養の改善を図り、県民の健康な生活を営むことの指導実施計画について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	

に改め、「(昭和45年

法律第84号)」を削り、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

山形県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による精神科病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること	精神保健福祉センター
山形県栄養改善対策審議会	栄養の改善を図り、県民の健康な生活を営むことの指導実施計画について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	保健薬務課
山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関すること	
山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること	

に、

を

山形県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による精神科病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること	精神保健福祉センター
------------	---	------------

に、

工業振興課	を	工業戦略技術振興課	に、	新農業推進課	を
				生産技術課	

6次産業推進課
農業技術環境課

に改める。

第201条第1項の表副所長の項出先機関の組織の欄中「及び港湾事務所」を「、港湾事務所及び東京事務所」に改め、同表次長の項出先機関の組織の欄中「、病虫害防除所及び東京事務所」を「及び病虫害防除所」に改める。

第201条第2項の表中

療育相談員	上司の命を受けて療育に関する相談指導業務に従事する。
-------	----------------------------

を

療育相談員	上司の命を受けて療育に関する相談指導業務に従事する。
発達障がい相談員	上司の命を受けて発達障がい（発達障害者支援法第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に関する相談指導業務に従事する。

に、

主任漁業無線通信士	上司の命を受けて漁業無線業務を処理する。
-----------	----------------------

を

主任専門漁業無線通信士	上司の命を受けて高度の漁業無線業務を処理する。
主任漁業無線通信士	上司の命を受けて漁業無線業務を処理する。

に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（職員の駐在制度に関する規則の一部改正）
- 職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号中「庄内総合支庁産業経済部水産課」を「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に改める。  
（山形県漁港管理条例施行規則の一部改正）
- 山形県漁港管理条例施行規則（昭和44年7月県規則第34号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「庄内総合支庁産業経済部水産課長」を「庄内総合支庁産業経済部水産振興課長」に改める。  
（山形県卸売市場条例施行規則の一部改正）
- 山形県卸売市場条例施行規則（昭和46年12月県規則第75号）の一部を次のように改正する。  
第17条第6項中「農林水産部新農業推進課」を「農林水産部6次産業推進課」に改める。  
（山形県貸金業法の施行に関する規則の一部改正）
- 山形県貸金業法の施行に関する規則（昭和58年10月県規則第56号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号を次のように改める。  
（1）山形県商工労働観光部中小企業振興課

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第63号**

**知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則**

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号口中「水産課長」を「水産振興課長」に改める。

第5条の2第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第8項」を「及び第5条第8項」に改め、「第5条第11項に規定する施設入所支援（次条において「施設入所支援」という。）及び第5条第13項に規定する自立訓練」を削り、同条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第3号中「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）」を「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項に規定する発達障害者支援センターの業務その他の発達障がい者（同法）に改める。

第5条の3第1号中「及び」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第64号**

**地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 局長及び参事

第1条第2号中「課長、」を「課長、室長、」に、「及び」を「、室長補佐及び」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第65号**

**地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則**

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 局長及び参事

第1条第2号中「課長、」を「課長、室長、」に改め、「及び」を「、室長補佐及び」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第2号**

庁 中  
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令**

(山形県考査規程の一部改正)

第1条 山形県考査規程（昭和26年11月県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条第3項中「部長」を「部長、危機管理監」に改める。

(山形県消防職員服制の一部改正)

第2条 山形県消防職員服制（昭和26年12月県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務課防災安全主幹」を「総務課防災安全室長」に改める。

別図胸章の項中「危機管理課消防主幹」を「危機管理課消防救急主幹」に、「危機管理課課長補佐」を「危機管理課副主幹」に改め、同図帽帯の項中「危機管理課消防主幹」を「危機管理課消防救急主幹」に、「総合支庁

総務企画部総務課防災安全主幹」を「総合支庁総務企画部総務課防災安全室長」に、「危機管理課課長補佐」を「危機管理課副主幹」に、「総合支庁総務企画部総務課防災安全専門員」を「総合支庁総務企画部総務課消防防災専門員」に改める。

(山形県土地改良地区営農改善対策協議会規程の一部改正)

第3条 山形県土地改良地区営農改善対策協議会規程（昭和31年3月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「農林水産部農山漁村計画課」を「農林水産部農村計画課」に改める。

(山形県職員日額旅費支給規程の一部改正)

第4条 山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「庄内総合支庁産業経済部水産課」を「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第5条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

専ら炊事及び配膳業務に従事する職員	調理帽又は三角布	2	1	
	作業服	3	1	
	ゴム長ぐつ又は調理ぐつ	1	1	
	布製前かけ	2	2	

を

専ら炊事及び配膳業務に従事する職員	調理帽又は三角布	2	1		
	作業服	3	1		
	ゴム長ぐつ又は調理ぐつ	1	1		
	布製前かけ	2	2		
健康福祉企画課	麻薬取締りに従事する職員	作業服	1	3	
健康長寿推進課	栄養士	作業白衣	1	2	

に改め、同表総合療育訓練センターの項中

保育士	作業帽又は三角布	2	1	
	作業服	2	2	
	予防衣又は作業白衣	2	2	
	指導ぐつ	1	1	
専ら肢体不自由者の指導業務に従事する職員	作業服	2	2	機能訓練指導員に限る。
	作業ぐつ	1	2	

を

保育士	作業帽又は三角布	2	1	
	作業服	2	2	
	予防衣又は作業白衣	2	2	
	指導ぐつ	1	1	

に改め、「肢体不

自由児の」を削り、同表中

保健薬務課	保健師及び精神保健福祉相談員	作業白衣 作業服	1 1	2 3	
	麻薬取締りに従事する職員	作業服	1	3	
	栄養士	作業白衣	1	2	

を

保健師及び精神保健福祉相談員	作業白衣 作業服	1 1	2 3	
----------------	-------------	--------	--------	--

に、

環境農業推進課
---------

を

農業技術環境課
---------

に改め、同表総合支庁の項中

栄養士	作業白衣	2	2	
診療放射線技師	作業白衣	2	2	

を

栄養士	作業白衣	2	2	
-----	------	---	---	--

に、「水産課」を「水産振興課」に改める。

(農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正)

第6条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第8条中「商工労働観光部工業振興課」を「商工労働観光部工業戦略技術振興課」に改める。

別表第1中「工業振興課長」を「工業戦略技術振興課長」に改める。

別表第2中「農山漁村計画課長」を「農村計画課長」に、「道路課長」を「道路整備課長」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第7条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「産業経済部水産課」を「産業経済部水産振興課」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第3号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「産業経済部水産課」を「産業経済部水産振興課」に改める。

別記様式第1号（裏）を次のように改める。

（裏）

- |    |                               |
|----|-------------------------------|
| 注意 | 1 記載事項に異動があつたときは、直ちに書換を受けること。 |
|    | 2 職員でなくなつたときは、必ず返還すること。       |

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号の規定による職員証でこの訓令の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による職員証とみなす。

山形県訓令第4号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第31条中第8項を削り、第9項を第8項とする。

別表第2中「環境エネルギー部危機管理・くらし安心局長」を「危機管理監及び環境エネルギー部危機管理・くらし安心局長」に改める。

別表第3第1項の表中

朝 日 学 園	教育及び指導に直接従事することを 本務とする職員	を
---------	-----------------------------	---

朝 日 学 園	教育及び指導に直接従事することを 本務とする職員
健 康 福 祉 部 健康福祉企画課	麻薬取締りを職務とする職員

に改め、「。以下同じ」を削り、

健康福祉部 保健業務課	麻薬取締りを職務とする職員	を
	専ら放射線業務に従事する職員	
	専ら病理細菌検査に従事する職員	

専ら病理細菌検査に従事する職員	に改める。
-----------------	-------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「長寿社会課長」を「健康長寿推進課長」に、「及び道路課長」を「、道路整備課長及び道路保全課長」に改め、同表山形県国民保護協議会の項中

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局長 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長	を
---	---

環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課長	に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の
---------------------------	-------------------------

項充てる職の欄中「工業振興課長」を「工業戦略技術振興課長」に改め、同表山形県公衆浴場入浴料金審議会の項

環境エネルギー部長	を
-----------	---

危機管理監	に改め、同表山形県農業共済保険審査会の項充てる
-------	-------------------------

職の欄中「総務を担当するもの及び」を削り、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「道路課長、道路課保全整備室長」を「道路整備課長、道路保全課長」に改める。

別表第2総合支庁の項充てる職の欄中「福祉専門員、」を削り、村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研

農業総合研究センター園芸試験場総務専門員	を
----------------------	---

農業総合研究センター園芸試験場総務主査	に改め、同表中
---------------------	---------

次長	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局 くらし安心課課長補佐（消費者行政の推進 を担当するものに限る。）	を
----	--	---

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課	総務専門員	農業総合研究センター水田農業試験場総務課長
	庶務係長	農業総合研究センター水田農業試験場庶務係長
	主査	農業総合研究センター水田農業試験場主査
	次長	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課課長補佐（消費者行政の推進を担当するものに限る。）

に改め、同表消費生活セ

センターの項中

消費生活相談主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課消費生活相談主査	を
庶務係長	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課調整主査	

庶務係長	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課調整主査
主査	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課主査（消費者行政の推進を担当するものに限る。）

に改め、同表庄内児童相談所の項中

主任栄養士	鶴岡乳児院主任栄養士
技能長	鶴岡乳児院技能長

を

主任栄養士	鶴岡乳児院主任栄養士
-------	------------

に改め、同表知的障がい者更生相談所の項中

庄内児童相談所地域指導主幹
---------------

を

庄内児童相談所次長
-----------

に改め、同表中

庄内職業能力開発センター	庶務係長	産業技術短期大学校庄内校庶務係長
	主査	産業技術短期大学校庄内校主査

を

山形職業能力開発専門校	総務専門員	産業技術短期大学校総務専門員
	庶務係長	産業技術短期大学校総務主査
	主事	産業技術短期大学校主事
庄内職業能力開発センター	総務主査	産業技術短期大学校庄内校総務主査
	庶務係長	産業技術短期大学校庄内校庶務係長

に改め、同表農業総合研

究センター養豚試験場の項中

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室  
室長補佐

を

庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室  
総務専門員

に改め、同表病虫害防除所の項中

総務専門員

農業総合研究センター総務専門員

を

総務主査

農業総合研究センター総務主査

に、

農業総合研究センター水田農業試験場庶務係長

を

農業総合研究センター水田農業試験場の庶務係長及  
び主査

に改める。

別表第3村山保健所の項総合支庁の組織の欄中「及び地域保健予防課」を「、地域保健福祉課及び子ども家庭支援課」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第326号**

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成25年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程**

(海区漁業調整委員会の事務所の所在地の指定の一部改正)

第1条 昭和41年5月県告示第491号(海区漁業調整委員会の事務所の所在地の指定)の一部を次のように改正する。

「山形県庄内総合支庁産業経済部水産課」を「山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課」に改める。

(口頭により開示請求を行うことができる個人情報の一部改正)

第2条 平成13年5月県告示第362号(口頭により開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。

准看護師試験	総合得点	同	健康福祉部地域医療対策課
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別正解数	同	健康福祉部長寿社会課
山形県登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	同	健康福祉部保健薬務課
毒物劇物取扱者試験	同	同	同

を

山形県登録販売者試験	総合得点及び科目別得点	同	健康福祉部健康福祉企画課
毒物劇物取扱者試験	同	同	同
准看護師試験	総合得点	同	健康福祉部地域医療対策課
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別正解数	同	健康福祉部健康長寿推進課

に、

「農林水産部生産技術課

を

「農林水産部農業技術環境課

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

平成25年4月1日印刷  
平成25年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056